

書評

花井信著 『製糸女工の教育史』

横* 山 憲 長

資本の原始的蓄積期に多数の子供が労役に従事させられること
によって、義務教育をまともに受ける機会を剝奪されていた。こ
うした子供の保護のために、教育行政がどのような努力をしたの
かという視点に立って、いままでの「女工哀史」像に光明を見出
そうとしたのが本書である。

本書の構成は以下のようになっている。
まえがき

序章 課題と方法

第一章 日本義務教育制度成立史論

第二章 長野県尋常小学校特別学級規程に基づく製糸女工の教 育

—松代地域の先鞭的実践—

第三章 工場法成立期における製糸女工の就学状態

—諏訪郡上諏訪町の場合—

第四章 工場法施行と製糸女工の教育

—諏訪郡平野村を事例に—

第五章 製糸工場特別教育の経済史的・社会政策的位

—諏訪郡川岸村・平野村を軸に—

第六章 丸子町における製糸工場特別教育の史的構造と位置

第七章 上伊那における製糸工場特別教育について

—南箕輪村の長田製糸の苦渋—

第八章 須坂における委託特別教育の成果と意義

終章 総括

こうした八章にわたる大著の内容は、まえがき・序章・終章に
要領よくまとめられているので、本書評もその個所に多く依拠し
たい。

本書は梅根悟の義務教育史研究の系譜をひき、義務教育制度成
立のメルクマールを①学校設置義務、②就学義務、③就学を社会
的に保障する社会的義務（授業料無償ならびに児童労働の禁止）
の三要件が法制的に整備される時期に求める。この義務教育制度
概念は、世界教育史のうえで確認されてきたものであった。

その日本への具体的適用として、一九〇〇年（明治三十三年）小
学校令公布をもって制度的成立とした。さらに日本産業革命の推
進力となった女工のなかには義務教育未了者が堆積していた。社
会政策としての工場法成立（一九一一年）・施行（一九一六年）の
なかに、不就学学齢児童の義務教育の徹底を見だし、そこに制

*〒380-8525 長野市三輪八-四九七 長野県短期大学

度的確立を求めた。

一九〇〇年小学校令において、不就学学齡児童の雇用に関して、雇い主は「児童ノ就学ヲ妨グル得ズ」(第三五条)とされたが、その主旨は工場法制定過程から発生した。

当初、工場法が小学校令第三五条の補填であったとすれば、のちには逆転して特別教育が「骨抜き」工場法の補填をしている。これは製糸女工の労働時間を短縮させ、労働力保護に役立った。また長野県では他府県に先立ち、尋常小学校特別学級規程を制定した。一九一四年から長野県では、小学校令第三十五条の精神に則り、製糸工場特別教授が実施された。これらが義務教育制度確立の最後の要件・就学を保障する社会的義務の整備であった。

さらに工場法施行細則の一九一九年の改正により、一〇歳以上一二歳未満の年少労働者は労働時間六時間以内とされ、そのうえ、特別教育はその労働時間内に含まれたから、実労働四時間という状況が現出した。骨抜き工場法の実質化が特別教育でなされたのである。

松代尋常高等小学校の特別学級教育(一九〇一年)では、毎週一八時間の夜学は、就学率・卒業率が高く、読み書き算の基礎がたができて、人間的豊かさを増幅することができた(第二章)。

諏訪での特別教授(一九一四年)では国語と算数の学習を通して社会認識に欠くことのできない基礎能力であるところの分析と総合という能力が培われる。その上、教科として体育が含まれていた(第四章)。丸子尋常高等小学校の特別教育では教科目として唱歌・体操と、五年生以上に「雑科」として、地理・歴史・理科などが組まれていた。

ところで、長野県の特別教育の形態は三種、①普通の小学校に

通う形態、②工場内に教育施設を設ける形態、③付近の小学校に委託する形態、と例示されていたが、最後の委託形態が最善のものであった。諏訪郡の片倉製糸のような私立小学校は特別なタイプであった。

委託形態としては、丸子(第六章)、須坂(第八章)を取り上げて、須坂での特別教育の卒業率は五〇%台後半であり、他方、須坂尋常高等小学校の尋常科女子の卒業率をみても五〇%に満たないから、一般児童と比べて遜色がない。

就学時間と労働時間との内縁的・外延的關係は、特別教育については明らかに労働時間の外延的存在であり、特別教授は一九一七年一月に諏訪で昼間と決定して以来、翌年には政府も内包方式を原則とするよう通達した。一九一九年二月、長野県の工場法施行細則が改正されて、一二歳未満児童の一日の就業時間は六時間を越えないこととされた。六時間労働内に委託特別教育の時間が包含されて、実質労働時間四時間弱となる。骨抜き工場法と言われたものを、特別教育が実質面で補填している(第八章)。

これによって製糸女工の就学は労働に疲れた身体を癒す積極的休息となる。そこから導き出されるのは、往時の尋常小学校の女子の在籍状態と比べて、特別教育在籍児童の学業成績は勝るとも劣らない。製糸女工の分析をおおして、普通初等教育の実相をもつかみとったとしている。

従来の製糸女工研究は「悲哀」で彩られてきた。しかし尋常小学校在籍女子の学業状況と比較することによってはじめて、特別教育の意義は評価されなければならない。

本書は著者の三〇年におよぶ資料収集と精緻な分析の成果であり、製糸女工教育の水準を飛躍的に引き上げた。その研究史上の功績はきわめて大きい。意識的に経済史と関連づけた叙述方法も

斬新である。そこで本書を経済史的視座から見て、大枠として四点について論評したい。

論点1

長野県内主要な製糸業地帯を踏査・研究したなかで、松代製糸業は信州エキストラ（優等糸）を生産していた点で大きな独自性をもっている。すでに古くは石井寛治が同製糸を第1類型と規定した（本書六七、八五頁参照）。

ところで優等糸生産にとって不可欠なのは①二〜三年を最頻度とする女工勤続年数の長さ（高熟練）、②地元出身女工割合の高さ、③女工の養成制度、④工場内夜学の存在などである。すなわちここで問題になるのは、一九〇〇年以前から（創業時から？）見られる夜学についてである。夜学（社内教育）の果たす役割は基礎学力向上のみならず、学校の擬制による帰属意識・共同体意識の涵養にとって重要であり（中林真幸「製糸業における労使関係の形成」『史学雑誌』一九九九年六月号、七―八頁）、②や③と相まって、優等糸生産にとって必須の条件であった。こうした経営状態を、長野県工業試験場の岡村源一は『製糸原料論』（一九三二年刊、七頁）で、諏訪等の「打算的経営」に対比して「徳義的経営」と称している。

したがって本書で述べているような松代女工教育の「前史」（六一二頁）という位置付けであってはならず、もっと積極的に製糸業地帯類型論に依拠した論の展開をはかり、かつ夜学の一九〇〇年以前と以後の相違を抽出すべきではなかったか。

論点2

本書は日本義務教育制度成定期を一九〇〇年小学校令に求めた。

「世界教育史的に考えても、産業資本主義の成立と近代義務教育制度の成立とは密接な関係にあ」（五頁）る。そして一九一六年（大正五）になって、「小学校令第三五条の裏打ち規定、すなわち工場法をもつことにより、実質的内容を具備するに至る。それを本書は義務教育制度の確立とみな」（三三四頁）している。

本書では日清日露戦間期の日本資本主義確立説（山田盛太郎説）を踏襲しているが、山田説の真髄は周知のように次の点にある。消費手段生産部門（軽工業部門）の機械化に比べて生産部門（重工業部門）の機械化は、輸入圧力や技術の蓄積の乏しさ等によって遅延していた。そこで生産手段（機械）の国産化の方向（見直し）が確定した時点（一九〇七年）をもって、日本資本主義の確立と規定した。すなわち、重工業の展開が不十分であり、先進国イギリスの（古典的）産業革命と対比した場合、ここに日本の後進国的特徴が内包されているのである。

これにたいして、イギリスの古典的産業革命論を、そのまま日本に適用したのが、古島敏雄説である。同説は以下のようなものである。帝国主義段階の一九〇八―一九一九年（大正八）に重工業における資本賃労働関係の確立する時であるとともに、伝統的諸産業においても、その主要な部門において、農村手工業工場が動力機を導入して、小工場化する時期であった。

すなわち、本書の花井説は山田説を前提にしつつも、義務教育の三要素貫徹の一九一六年をもって「確立」とする点では古島説と同一の方法論に立脚している。山田説を是認するとすれば一九〇〇年小学校令公布によって義務教育制度の「見通しが確立」したとして、同年確立説を採るべきであり、そこに後進国としての特徴を見出すことができる。

論点3

長野県における小学校児童就学率の推移を、『長野県統計書』によってみると、一九〇〇年以後いずれの郡でも急上昇しており、一九一〇年には、つぎの論点4で触れられているごとく、九〇%を越しているのである。工場法施行以前の現象である。したがって法施行後のさらなる就学率の向上を、製糸工場特別教授の側面からのみ照射して「確立」論を導くことの危険性を禁じ得ない。

論点4

義務教育制度の確立(期)について新説が提起され、実証されたが、この歴史的意義は那邊にあるのかを問いたい。

明治維新以後、わが国は天皇制国家として日露戦争前後の一九〇〇年代に確立された。そうした国家の形成、確立、動揺・危機、崩壊の歴史的推移において、義務教育がどのような役割を演じてきたかの位置づけを絶えず忘れてならない。

本書の義務教育確立はそれを構成する三要素(指標)の定着であり、必然的に国家論が排除されている。すなわち一九一六年の確立が国家にとってどのような意味があるのか。本書では「就学

率が九〇%を超える、日本資本主義確立期において、国民教育の成立を把握」(一〇二頁)した後、同確立期には、製糸工場の工場内において「無残な肉体的消耗と摩滅に追い込まれる」(三三三頁)のを防止する意義を述べている。続けて「特別教育は、公教育の一存在形態」(同頁)として過酷な労働の「障壁」として貢献した結果、『哀史』のなかに光明を見出さなければ、民衆(教育)史とはいえない」(まえがき六頁)点が強調されている。この文部行政の成果が農商務省と内務省の合議に基づく工場法(の成立)に促進されたものであったことは、「社会政策史的義務教育」(序章六頁)という表現に端的に表れている。

義務教育制度の確立が天皇制国家にどのような影響を与えたかという視座を堅持して追究すれば、論点2と同様な結論に帰着したと考えられる。

(一九九九年十二月発行 大月書店 八五〇〇円)

本書評は二〇〇〇年七月、東京都文京区内においておこなわれた本書の出版祝賀会・合評会で発表したものをベースとしている。なお、本書の今日的意義については、「信濃毎日新聞」(同年二月二十日付)の新刊書を紹介する「読書」欄で言及しておいたので参照されたい。